

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村山市長 志布 隆夫

市町村名 (市町村コード)	村山市 (62081)
地域名 (地域内農業集落名)	楯岡地域
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水田面積の割合が大きく、水稻を中心とした水田農業が基幹となっている。主食用米の需要量が減少しているなか、土地利用型作物である大豆のブロックローテーションによる生産を行い、大豆の一大産地を形成している。また、土地利用型作物のほかに、果樹、野菜、花きなどを生産しており、ほとんどの農業者が複合経営である。

担い手への集積率が70%を超え高くなっているが、高齢の農業者も多く、今後、さらに高齢化が進むことが予想され、持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者などを確保、育成していくことが重要である。

さらに、果樹、野菜、花きの収穫時期の人手の確保も課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の基幹作物である水稻については、担い手の農地の交換など農地の集約化を段階的に進めていく。条件の悪い圃場は、基盤整備を進め、農地の集積・集約化を進める必要がある。また、大区画化の基盤整備事業を行うことで、スマート農業の方向性も見えてくる。

水稻を中心とした複合経営、大豆のブロックローテーションによる生産を継続し、新規就農者や後継者の確保を図り、技術指導や助言によって育成を図る。

楯岡地域は、農産物等の消費人口が多い地域であり、生産した農産物や加工品など、消費者への直接販売(産直)に取組み、多角的な収益確保を図る。

果樹、野菜、花き等の収穫時期の人手の確保については、今後、シーズンワーカーや外国人労働者などを活用することも考えられる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	345.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積率は現在、70%を超え、農地中間管理機構を活用し、10年後の目標として80%を目指す。また、担い手の農地交換等を中心に、点在している農地を集める集約化を進め、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえ、基盤整備事業を検討し、取り組んでいく必要がある。現在、小規模の田については、農地の集積、集約化が進まない状況であり、大区画化の基盤整備事業を行うことで、スマート農業への方向性を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
楯岡地域は居住人口が多く、多様な担い手の確保への期待は高い。周辺の地域の農地の経営も視野に入れた、規模拡大が期待される。また、地域の複数の農家による農事組合法人の組織化を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図るため、地域の中心となる担い手への作業委託を積極的に行いたい。また、県、市等関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体の参入について、調整や検討を行い、相談から定着まで連携した取組みを実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 1)行政や関係機関、猟友会、農業者を含む地域住民が一体となり、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制をつくる。  
具体的な活動として、追払い、電気柵の設置による防護、捕獲を組合せた対応を行う。また、サルの捕獲には大型捕獲檻(囲い罠)を活用し対応する。
- 3)土地利用型作物の栽培の省力化には、スマート農業の取組が不可欠であり、担い手や市、県のほか関係機関が協力して導入を推進する。また、基盤施設のRTK基地局などの整備の検討を進める。
- 5)水田耕作と併せて果樹の栽培拡大のため、農地の集約化や団地化、メガ団地の取組を検討する。  
労働力の調整や作業の省力化が重要となり、省力的な栽培体系の確立や品目、品種の組み合わせを工夫した労力分散などの検討を進める。また、アルバイトなどによる労力の確保が必要であり、さらに、シーズンワーカーや県で進めている外国人労働者などの活用の方向性などを検討していく。
- 8)大区画基盤整備やスマート農業の進展に合致する地域の出荷、調製施設など農業用施設の整備の検討を行うこととし、担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、関係者で協議調整を行う。